

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
6月26日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 二

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく手術機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) 三

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関
する告示の一部改正 (こども家庭課) 四

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審
査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正 (森林整備課) 五

○公告

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五

山口県告示第二百二十九号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前
評価に関する事項を記載した書面は、令和二年六月二十六日から同年七月十六日までの
間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供

する。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本赤十字社
住 所 東京都港区芝大門二丁目一番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 総合病院山口赤十字病院
所 在 地 山口市八幡馬場五三の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
六八の二一 イ (食/日)	一、三五〇 令和二、 七、一七	令和二、 七、一七	令和二、 七、一七	令和二、 七、一七	連 続 一四時間
六八の二一 ロ (四基)	(kg/回)四・五	〃	〃	〃	〃
六八の二一 ロ (二基)	(kg/回)二〇	〃	〃	〃	六時間
〃	(kg/回)四・五	〃	〃	〃	〃
六八の二一 ロ	(m ² /日)一・二	〃	〃	〃	〃
〃	(kg/回)六	〃	〃	〃	〃
六八の二一 ハ (二二基)	(人/日)一五	〃	〃	〃	〃
六八の二一 ハ (二二基)	(人/日)五	〃	〃	〃	〃
六八の二一 ハ (二一)	(人/日)一五	〃	〃	〃	八時間
六八の二一 ハ (二一)	(人/日)五	〃	〃	〃	〃

備考 「六八の二一イ」、「六八の二一ロ」及び「六八の二一ハ」とは、水質汚濁防止法施行
令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以
上であるものに設置されるちゆう房施設、洗浄施設及び入浴施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		備 考 (一)の表の備考は、この表について準用する。
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七・二	通 常	〃	〃	六八の二一八
〃	八・六	最 大	〃	〃	六八の二一八 (二基)
〃	五・八	通 常	〃	〃	六八の二一八 (二二基)
〃	一・三	最 大	〃	〃	〃
〃	一・三	通 常	〃	〃	六八の二一〇
〃	三・八	最 大	〃	〃	〃
〃	三・八	通 常	〃	〃	六八の二一〇 (二基)
〃	検出せず	通 常	〃	〃	六八の二一〇 (二二基)
〃	五・八	最 大	〃	〃	〃
〃	五・八	通 常	〃	〃	六八の二一〇
〃	〇・三三	最 大	〃	〃	六八の二一〇 (二基)
〃	〇・三三	通 常	〃	〃	六八の二一〇 (二二基)
〃	〇・三三	最 大	〃	〃	六八の二一〇
〃	一・二〇九・五	通 常	〃	〃	六八の二一〇 (二基)
〃	一・二〇九・五	最 大	〃	〃	六八の二一〇 (二二基)

山口県告示第二百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五の四六の一部及び四五六〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川下整形外科	岩国市車町一丁目一三番一九号	令和二、四、三〇
ノゾミ薬局	下松市望町二丁目四番八号	〃 〃 〃
しらかべ薬局	柳井市伊保庄九五	〃 〃 五、一
有限会社おくだ薬局	熊毛郡平生町大字大野北二九	〃 〃 四、三〇

山口県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こぐま診療所	山口市大内中央二丁目五番一五号	令和二、六、一
川下整形外科	岩国市車町一丁目一三番一九号	〃 〃 五、〃
ふたば歯科クリニック	山口市嘉川四三二八の一	〃 〃 六、〃
ノゾミ薬局	下松市望町二丁目四番八号	〃 〃 五、〃
しらかべ薬局	柳井市伊保庄五六二の一	〃 〃 〃 〃 二

山口県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾田 武人	東萩針灸整骨院	萩市大字土原三七〇の七二	令和二、六、三

山口県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名 称	居宅介護事業者たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指 定 年 月 日
山崎 哲朗	宇部市大字船木九九七九	山崎歯科医院 宇部市大字船木九九七九	居宅療養管理指導	令和二、五、一

山口県告示第二〇三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名	介護予防事業 所在地	事業の 種類	指定年月日
山崎 哲朗	宇部市大字船 木九七九	山崎歯科医院	宇部市大字船 木九七九	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和二、 五、一

山口県告示第二〇三十六号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年七月一日において現に児童福祉施設（障害児入所施設を除く。以下同じ。）に措置され、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童等、助産施設に入所した妊産婦並びに母子生活支援施設に入所した保護者及び児童に係る扶養義務者並びに児童自立生活援助の実施に係る児童等から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額については、児童福祉施設に措置され、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童等、助産施設に入所した妊産婦、母子生活支援施設に入所した保護者及び児童並びに児童自立生活援助の実施に係る児童等（以下「措置児童等」という。）に係る改正後の児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示別表第一に定める額が当該措置児童等に係る改正前の児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示別表第一に定める額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、当該措置児童等に対する措置等が解除されるまでの間、旧徴収金額をもって徴収金の額とする。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

別表第一の備考以外の部分を次のように改める。
別表第一

A B C D ¹ D ² D ³ D ⁴ D ⁵ D ⁶ D ⁷ D ⁸ D ⁹ D ¹⁰ D ¹¹ D ¹² D ¹³ D ¹⁴ D ¹⁵	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	金額	
		金 円	額 円
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者による支援給付の受給世帯	0	0
B	Aの階層を除き、当該年度分（4月分から6月分までの徴収金にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税の非課税世帯	2,200	1,100
C	Aの階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも	4,500	2,200
D ¹	A及びCの階層を除き、当該年度分の課税世帯の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当するも	6,600	3,300
D ²	9,001円から 27,000円まで	9,000	4,500
D ³	27,001円から 57,000円まで	13,500	6,700
D ⁴	57,001円から 93,000円まで	18,700	9,300
D ⁵	93,001円から 177,300円まで	29,000	14,500
D ⁶	177,301円から 258,100円まで	41,200	20,600
D ⁷	258,101円から 348,100円まで	54,200	27,100
D ⁸	348,101円から 456,100円まで	68,700	34,300
D ⁹	456,101円から 583,200円まで	85,000	42,500
D ¹⁰	583,201円から 704,000円まで	102,900	51,400
D ¹¹	704,001円から 852,000円まで	122,500	61,200
D ¹²	852,001円から1,044,000円まで	143,800	71,900
D ¹³	1,044,001円から1,225,500円まで	166,600	83,300
D ¹⁴	1,225,501円から1,426,500円まで	191,200	95,600
D ¹⁵	1,426,501円以上		

その月におけるその措置児童等について支弁した費用の額

別表第一の備考一中「C¹」や「C」及び「C²」や「D¹からD¹⁵まで」及び「回備考の六の二及び八」。

2 所得割の額を算定する場合には、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 措置児童等又はその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第52条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

(2) 地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第2号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当する者以外の者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者にあつては、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

別表第一の備考二中「第6条の2」や「第6条の2の2」及び「8に」や「7に」及び「D¹⁴」や「D¹⁵」及び「同条第2項第1号ただし書」や「同法第24条の20第2項第1号」及び「障害児施設給付費」や「障害児入所給付費」及び「第25条の2第1号ハからホまで並びに同条第2号ロ及びハ」や「第25条第3号から第5号まで」及び「回備考の六「C¹及びC²」や「C」及び「D¹の階層（前年分の所得税の額が8,400円）や「Dの階層（所得割の額が19,000円）及び「回備考の六「C¹及びC²の階層並びにD¹からD³までの階層（前年分の所得税の額が60,000円）や「Cの階層及びD¹からD⁴までの階層（所得割の額が81,000円）及び「D³からD¹³までの階層（前年分の所得税の額が60,000円）や「D⁴からD¹⁴までの階層（所得割の額が81,000円）及び「D¹⁴」や「D¹⁵」及び「八」。

別表第二の備考一中「この場合において、同備考1中「C¹」とあるのは「C」と、「C²」とあるのは「D¹からD¹⁵まで」と読み替えるものとする。」を削り、同備考二のニ中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

別表第三の備考一中「及び2」や「回備考1中「D¹⁴」とあるのは「D¹⁹」や「備考1中「C」」とあるのは「C¹」と、「D¹からD¹⁵まで」とあるのは「C²」及び

「回備考中の六の二及び八」の次に次のように加える。

2 この表のD¹からD¹⁹までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）（年齢/歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第75号）の規定により計算された所得税の額を基礎として、別に定める算式により算定した額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

山口県告示第二二〇三十七号

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和二年山口県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和二年八月一日から施行する。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 政

二の(一)の3中「及び第八号の二」を削る。
別記第一号様式の注4中「及び第8号の2」を削る。



(一五〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年六月二十六日

山口県知事 村岡 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

令和二年六月二十六日印刷
令和二年六月二十六日発行

発行人
所

山口県
知事
庁

二 下松市大字末武上字東蓼原
開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市島田二丁目二三番一〇号
株式会社ファノス